
IV 諸規程

IV
諸
規
定

健康科学大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 健康科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第1条の2 本学は、健康科学大学と称する。

2 本学の位置は、山梨県南都留郡富士河口湖町小立7187とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学は、教育・研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な細部については、別に定める。

第2章 構 成

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部	リハビリテーション学科 理学療法学コース 作業療法学コース 人間コミュニケーション学科
看護学部	看護学科

(育成する人材像)

第3条の2 前条の学部及び学科が育成する人材は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康科学部は、理学療法・作業療法・福祉心理分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、高度な専門領域と他分野の専門領域を包括的に理解し、実践を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

ア リハビリテーション学科は、理学療法学・作業療法学を基本としたリハビリテーション科学についての専門的な知識・技術とそれを生かすための幅広い教養を修得し、様々な課題に関連職種と連携して主体的に対応できる専門職の育成を目的とする。

イ 人間コミュニケーション学科は、社会福祉学と心理学を学び、人間社会における様々な課題に柔軟に対応できる人材の育成、及び福祉及び保健・医療等の分野に貢献できる専門職の育成を目的とする。

(2) 看護学部看護学科は、看護学分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、併せて保健医療福祉職との連携が図れる人材育成を目的とする。

(附属図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

IV 諸規程

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(クリニック)

第5条 本学にクリニックを置く。

2 クリニックに関する規程は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務組織及び事務分掌に関する規程は別に定める。

第3章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

第7条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員	収容定員
健康科学部 リハビリテーション学科			
理学療法学コース	80名		320名
作業療法学コース	40名		160名
人間コミュニケーション学科	60名	5名	250名
(3年次)			
看護学部 看護学科	80名		320名

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は4年とする。

2 学生は、8年（第27条第1項の規定により、入学した者については同条第2項の規定に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(授業日数)

第11条 年間の授業日数は定期試験等の期間を含め、原則として35週とする。

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 4月9日

(4) 春期休業 2月7日から3月31日まで

- (5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
 (6) 冬期休業 12月20日から1月18日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第13条 授業科目の構成、種類、単位数、開講年次及び必修、選択科目の別等は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。
 3 多様なメディアを利用する授業科目に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の算定基準)

第14条 授業科目の単位は、次の各号に掲げる算定基準により定めるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用して行う場合は、その組み合わせに応じ、前第2号に規定する基準を考慮して単位数を算定する。

2 前項の規定に関わらず卒業研究等の授業科目については、必要な学修等を考慮して単位数を算定する。

(単位の授与)

第15条 授業科目の単位は、当該授業科目を履修しその試験に合格した者又は試験に代わる適切な方法を経て合格基準を満たした者に対して授与する。

(学習の評価)

第16条 学習の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、S、A、B、Cを合格としDを不合格とする。

(追試験)

第17条 病気その他本学が認めたやむをえない事由のため、定期試験に欠席した者は、追試験によって単位の修得の認定を受けることができる。

(再試験)

第18条 試験の成績が不合格のため、単位の修得認定を受けることができない授業科目については、再試験を行うことがある。

(委任)

第19条 この章に規定するものの他、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

第20条 卒業の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、その全てを満たさなければならない。

- (1) 休学期間を除き4年以上の在学年数を経ていること。
 (2) 教育課程の所要単位を修めていること。
 (3) 納入すべき学費が全て完納されていること。

IV 諸規程

2 第27条第1項の規定により入学を許可された者に係る在学年数は、前項第1号の規定に関わらず第27条第2項に規定する年数を経ているものとする。

3 卒業に必要な単位の修得に関する細則は、別に定める。

(卒業の認定)

第20条の2 卒業の認定は、前条に規定する要件を全て満たしている者に対し、学長がこれを行う。

(学位)

第21条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとする。

健康科学部 学士（理学療法学）、学士（作業療法学）、学士（福祉心理学）

看護学部 学士（看護学）

第7章 入学、転学、転学部転学科、休学及び退学

(入学の時期)

第22条 入学、編入学、転入学、再入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第25条 前条の規定により入学を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び許可)

第26条 前条の規定による選考に合格した者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別に定める納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第27条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は中途退学した者（2年以上在学し、所定の単位を修得した者に限る。）

(2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な授業総時間が1700時間以上であるものを修了した者
- (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条の規定において、学校教育法による大学へ編入した場合の在学すべき年数が2年以上又は1年以上と定められている者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した履修科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。

(転入学)

第27条の2 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第27条の3 第28条(退学)の規定により、退学を許可された者で再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第29条 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第30条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第8条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学の期間が満了したとき又はその期間中に当該休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学するものとする。

(転学)

第32条 転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学部転学科)

第33条 本学の他の学部に転学部又は同一学部の他の学科に転学科を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第8条第2項の規定による在学年限を超えた者
- (2) 休学の期間が満了し、復学を願いでない者
- (3) 第30条第2項の規定する休学の期間を超えた者
- (4) 授業料その他学費の納付を怠り、催促してもなお納入しない者
- (5) 死亡又は行方不明の届出のあった者

第8章 学費

(学費)

第35条 入学金、授業料、施設費、実験実習費に関する事項は別表2のとおりとする。

(納付金の返還)

第36条 既に納付した学費及びその他の納付金は、原則として返還しない。

(学費の未納)

第37条 授業料その他の納付を怠った者は、受験を停止し、又は除籍する。

第9章 職員組織

(職員)

第38条 本学に学長、副学長、学部長、共通科目長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 前項の規定の他、学長は所定の手続を経て、必要な職員を置くことができる。

第9章の2 学長及び副学長の権限

(学長の権限)

第38条の2 学長は、本学の校務全般について決定する権限を有し、責任を負う。

2 学長は、副学長以下の本学の全教職員を指揮監督する。

(副学長の権限)

第38条の3 副学長は、学長を補佐し、学長から命ぜられた校務について決定する権限を有し、責任を負う。

第10章 運営会議

(運営会議)

第39条 本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第40条 本学学部に教授会を置き、教授をもって組織する。

2 前項にかかわらず、学部長が必要と認めた場合は、その他必要な職員を加えることができる。

(教授会規則)

第41条 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生)

第42条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第43条 本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者に対しては、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第45条 外国人で入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第46条 品行方正かつ学術優秀な者又は学生として模範的行為があった者については、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第47条 学長は、本学の規程その他の定め又は学生としての本分に反し、次の各号のいずれかに該当する者を懲戒することができる。

- (1) 学業成績不良で成業の見込がないと認められた者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第8条第2項の規定を適用する場合において在学の期間に算入する。ただし、同条第1項の修業年限への算入等については、別に定める。

4 学生の主催する学内団体で、本学の精神にもとるもの及び著しく学内の秩序を乱したものに対する対応は、解散その他の必要な措置を命ずることができる。

第14章 公開講座

(公開講座)

第48条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は別に定める。

附 則 《一部省略》

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成27年度入学生から適用する。なお、平成26年度以前の入学生のうち平成27年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

IV 諸規程

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年12月1日から施行する。

2 改正後の別表1(6)の規定は、平成28年度入学生のうち平成30年度において3年次に在籍する者を除き適用する。

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、2020年度入学生から適用する。なお、2019年度以前の入学生のうち2020年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、2021年度入学生から適用する。なお、2020年度以前の入学生のうち2021年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

(健康科学部福祉心理学科の存続に関する経過措置)

健康科学部福祉心理学科は、改正後の規定にかかわらず2022年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2 改正後の別表1の規定は、2022年度入学生から適用する。なお、2021年度以前の入学生のうち2022年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、2022年度入学生から適用する。なお、2021年度以前の入学生のうち2022年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、2022年度入学生から適用する。なお、2021年度以前の入学生は、従前の例による。

附 則

1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

(健康科学部理学療法学科、作業療法学科の存続に関する経過措置)

健康科学部理学療法学科及び作業療法学科は、改正後の規定にかかわらず2023年3月

- 3 1日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 2 改正後の別表1の規定は、2023年度入学生から適用する。なお、2022年度以前の入学生は、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、2023年度入学生から適用する。なお、2022年度以前の入学生のうち2023年度以降に健康科学部人間コミュニケーション学科に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、2024年度入学生から適用する。なお、2023年度以前の入学生のうち2023年度以降に健康科学部リハビリテーション学科理学療法学コースに在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

※別表1はP16～51（健康科学部）、P146～151（看護学部）を参照してください。

※別表2はP126（健康科学部）、P189（看護学部）を参照してください。

健康科学大学健康科学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

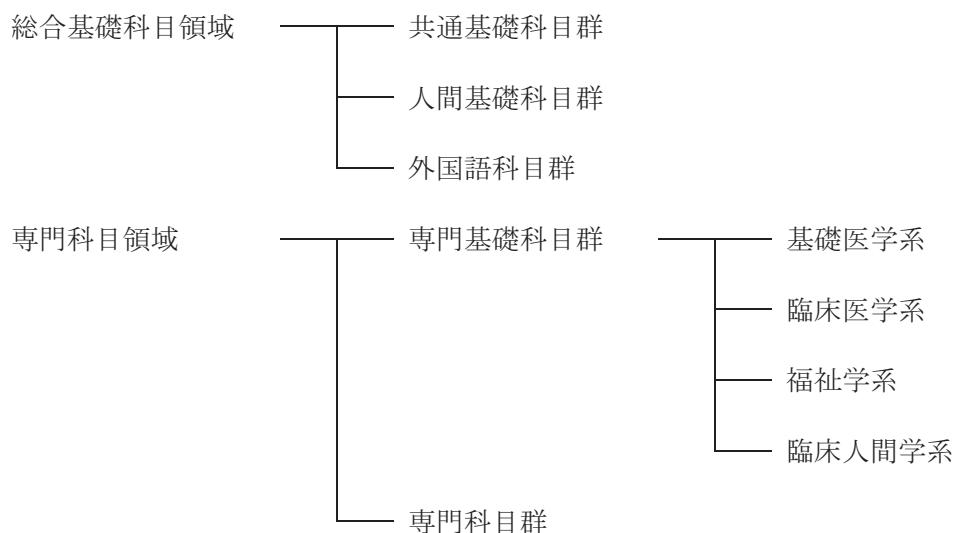
第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第19条及び第20条第3項の規定に基づき、健康科学部の教育課程、履修方法及び卒業に必要な単位等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業科目及び教育課程

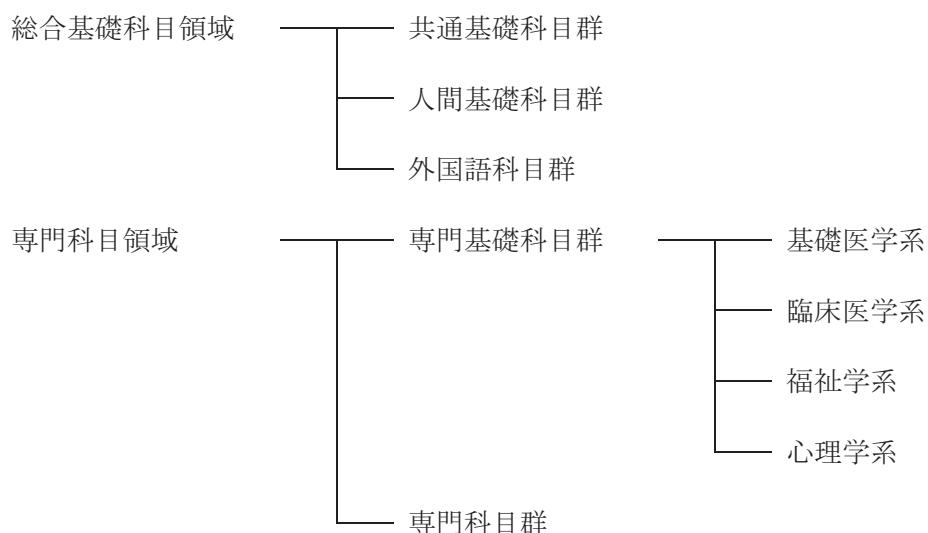
(授業科目区分)

第2条 授業科目は、次に掲げる区分に分類する。なお、入学年度によりその区分は異なる。

【2020年度以降入学生】



【2011年度から2019年度入学生】



(授業方法)

第3条 授業科目に係る授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、

又はこれらの併用により行うものとする。

(必修及び選択等の別)

第4条 授業科目は、次の各号に掲げる科目に分類する。

(1) 必修科目

(2) 選択必修科目

(3) 選択科目

2 前項第1号に規定する授業科目は、必ず履修しなければならない。

3 第1項第2号に規定する授業科目は、当該授業科目のうち授業科目の区分ごとに定められた単位数分の授業科目を選択し、履修しなければならない。

4 第1項第3号に規定する授業科目は、任意に選択して履修することができる。

(配当年次)

第5条 授業科目の履修年次は、1年次から4年次までのいずれか又はこれらの組み合わせにより配当する。

(単位)

第6条 授業科目の単位は、次の各号に掲げる算定基準により定めるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用して行う場合は、その組み合わせに応じ、前第2号に規定する基準を考慮して単位数を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、必要な学修等を考慮して単位数を算定する。

(教育課程)

第7条 学部学科の教育課程は、教育効果を考慮し、第2条から前条までの規定に基づき別表1のとおり構成する。

2 編入学生、再入学生、転学部学生及び転学科学生に係る教育課程は、別に定める。

(授業科目の読み替)

第8条 教育課程の変更に伴い、新旧教育課程間において授業科目を読み替えることがある。

2 授業科目の読み替えに関する細則は、別に定める。

第3章 授業科目の開講

(授業期間)

第9条 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とし、これを学年歷に定めるものとする。

2 年度毎の学年歷は、事前に公表するものとする。

(開講方法)

第10条 授業科目は、第7条に規定する教育課程の教育効果を図るため、前期又は後期に振り分け、前条に規定する授業期間に開講する。

2 前項の規定にかかわらず、教育効果上授業期間以外の開講が必要と認められる授業科目又は授業期間内での開講が困難である授業科目は、開講する時期を変更することがある。

3 授業科目は、第6条に規定する単位の算定基準に基づき、授業内容を回数毎に分けて行う。

(授業時間)

IV 諸規程

第11条 授業時間は、90分間をもって一時限とする。ただし、第6条に規定する単位の算定にあたっては、一時限を2時間とみなす。

2 1日の授業時間は、次のとおりとする。

時限	時間
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50

(シラバス及び時間割)

第12条 授業科目のシラバス及び各学期の時間割は、事前に公表するものとする。

(休講)

第13条 災害等により一時的に授業科目を開講することが困難であると判断した場合は、休講することがある。

2 休講に関する規程は、別に定める。

(補講)

第14条 前条に規定する休講が発生した場合は、第9条第1項に規定する授業期間内に補講を行う。

2 第10条第2項に規定する授業科目は、前項の規定にかかわらず、適宜これを行うものとする。

(閉講)

第15条 履修者少数又は教育課程の変更等により当該年度に授業科目を開講することが困難であると判断した場合は、閉講することがある。

第4章 授業科目の履修

(履修)

第16条 学生は、第7条に規定する当該学生の所属する学部学科の教育課程、第12条に規定するシラバス及び各学期の時間割並びに第32条に規定する教育課程の所要単位に基づき授業科目を履修するものとする。

(履修単位数の上限)

第17条 各学期における履修可能な単位数の上限は、原則として24単位までとする。ただし、成績優秀者については、申請により上限を超えて履修登録を認めることがある。

(配当年次による履修制限)

第18条 授業科目に示す配当年次より下位の年次での履修はできない。

(履修者数の制限)

第19条 授業科目により、授業の進行又は教育効果等を考慮し履修者数を制限することがある。

2 前項に規定する制限が必要とされる場合は、公正な方法をもって履修者を決定する。

(学外実習の履修要件)

第20条 学外実習に係る授業科目の履修は、特定の授業科目の修得を前提とする。

2 前項に規定する特定の授業科目は、当該授業科目を開設する学科により定めるものとする。

(所属学部学科以外の授業科目の履修)

第21条 所属学部学科以外の授業科目の履修は、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する授業科目は、全て選択科目に分類する。

(新設授業科目の履修)

第22条 教育課程の変更により新たに開設された授業科目の履修は、別に定めるところにより履修することができる。

2 教育課程の変更前に入学した学生については、前項に規定する授業科目は、全て選択科目に分類する。

(履修登録)

第23条 当該年度に履修を希望する授業科目は、所定の期間内に履修登録に係る手続きを経て、登録を完了しなければならない。

(履修登録の変更)

第24条 前条の規定により履修登録した授業科目を取り消し又は新たに授業科目を追加登録する場合は、所定の期間内に履修登録の変更に係る手続きを経なければならない。

(履修未登録の取扱)

第25条 履修登録を完了していない授業科目の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 授業への出席を認めない。

(2) 各種試験の受験を認めない。

(3) 単位の授与は行わない。

(出欠席等)

第26条 履修登録した授業科目は、毎回出席しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、病気その他の理由により履修登録した授業科目に出席することが困難な場合は、この限りではない。

3 前項に規定する理由のうち、本学が正当な理由と認めるものは公欠とすることがある。

4 欠席等に関する規程は、別に定める。

(履修放棄)

第27条 履修登録した授業科目において、出席回数が総授業回数に対し3分の2（科目名に演習又は実習を含む授業科目にあっては、5分の4）以上に満たない場合は、当該授業科目の履修を放棄したものとみなす。

第5章 試験

(試験)

第28条 授業科目は、学習目標の到達度を測るため原則として試験を行う。

2 授業科目により、前項に規定する試験に代わる適切な方法をもって学習目標の到達度を測ることがある。

3 試験に関する規程は、別に定める。

第6章 単位及び成績評価等

(単位授与)

第29条 授業科目の単位は、当該授業科目を履修しその試験に合格した者又は試験に代わる適切な方法を経て合格基準を満たした者に対して授与する。

IV 諸規程

(成績評価)

第30条 授業科目の成績は、試験等の成績のほか平常における成績等を総合的に判断し、次表に掲げる基準により評価する。

総合点	評価記号	合否
100点～90点	S	合格
89点～80点	A	合格
79点～70点	B	合格
69点～60点	C	合格
59点～0点	D	不合格

2 第27条に規定する履修放棄した者の成績評価はなされない。この場合、前項の規定にかかわらず「K」と表記する。

(G P A)

第31条 G P Aとは、第30条の成績評価(S、A、B、C、D)に基づいて評価した成績の科目数に、それぞれのG P (Grade Point) を掛けて合計したものを履修登録した科目数の合計で割って計算した1単位あたりのG P 平均値(Average)を示す。

2 成績評価に対応するG Pは、次表のとおりとする。

評価	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

3 G P Aは、次の計算式により算出し、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$G P A = \frac{\text{(履修登録した科目数} \times \text{当該科目のG P}) \text{ の合計}}{\text{履修登録した科目数の合計} \text{ (不合格科目を含む)}}$$

4 G P Aの計算に含めない授業科目は以下のとおりとする。

- (1) 学外実習
- (2) 履修を放棄した科目「K」
- (3) 第34条に規定する「認定」科目
- (4) 不合格科目を再履修し、合格となった場合の再履修前の不合格科目
(教育課程の所要単位)

第32条 学部学科に係る教育課程の所要単位は、別表2のとおりとする。

2 編入学生、再入学生、転学部学生及び転学科学生に係る教育課程の所要単位は、別に定める。
(単位の算入基準)

第33条 修得した授業科目の単位は、前条に規定する各教育課程の所要単位に応じ、次の各号に掲げる基準により算入する。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する必修科目の単位は、授業科目の区分に応じ必修の単位に算入する。
 - (2) 第4条第1項第2号に規定する選択必修科目の単位は、授業科目の区分に応じ、選択必修の単位に算入する。ただし、所定の単位を超えた場合は、その超過した単位を当該授業科目の区分に係る自由選択の単位に振り替えることができる。
 - (3) 第4条第1項第3号に規定する選択科目の単位は、授業科目の区分に応じ、自由選択の単位に算入する。
- 2 第21条に規定する所属学科以外の授業科目の単位は、16単位までを上限とし所要単位に算入することができる。
- 3 第22条に規定する新たに開設された授業科目の単位は、別に定めるところにより所要単位

に算入することができる。

(既修得単位の認定)

第34条 既修得単位の認定は、他大学等において修得した授業科目が本学の教育課程に開設する授業科目と同等又は同等以上の内容を有する場合につき、60単位を超えない範囲で認定することがある。

2 前項のほか、既修得単位の認定に関する規程は、別に定める。

第7章 卒業要件等

(卒業要件)

第35条 卒業の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、その全てを満たさなければならない。

- (1) 休学期間を除き、4年以上の在学年数を経ていること。
- (2) 第32条に規定する教育課程の所要単位を修めていること。
- (3) 納入すべき学費が全て完納されていること。

2 編入学生に係る在学年数は、前項第1号の規定にかかわらず、本学学則第27条第2項に規定する年数を経ているものとする。

3 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、学則第13条第2項に規定する授業科目の単位数は60単位を超えない範囲とする。

(卒業認定)

第36条 卒業の認定は、前条に規定する要件を全て満たしている者に対し、健康科学部教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。

第8章 国家試験受験資格

(国家試験受験資格)

第37条 所属学部学科において得ることができる国家試験の受験資格は、次に掲げるとおりとする。

学部学科	国家試験受験資格
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学コース	理学療法士国家試験受験資格
健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学コース	作業療法士国家試験受験資格
健康科学部 人間コミュニケーション学科	社会福祉士又は精神保健福祉士国家試験受験資格 公認心理師国家試験受験資格（学部要件）

2 前項に規定する国家試験の受験資格を得るために別表3に掲げるとおり各国家資格において定める指定基準科目又は指定科目に則り、健康科学部において開設する授業科目を履修し所要の単位を修めなければならない。

第9章 その他

(規程の改廃)

第38条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

(補則)

第39条 この規程に定めるもののほか、教育課程、履修方法及び卒業に必要な単位等に関し必要な事項は、健康科学部教授会の意見を聞くものとする。

IV 諸規程

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2及び別表3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

※別表1については、P16～51を参照してください。

※別表2については、P56～61を参照してください。

※別表3については、P63～82を参照してください。

健康科学大学看護学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第19条及び第20条第3項の規定に基づき、看護学部看護学科の教育課程、履修方法及び卒業に必要な単位等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業科目及び教育課程

(授業科目区分)

第2条 授業科目は、次に掲げる区分に分類する。

【2021年度以前入学者】

基本教育科目	思考力の養成
	表現力の養成
	人間力の養成
	人間の理解
	社会の理解
	学習力の理解
専門教育関連科目	健康と健康障害の理解
	環境の理解
専門教育科目	看護の基本
	成人看護学
	老年看護学
	小児看護学
	母性看護学
	精神看護学
	在宅看護学
	看護の統合と発展
	公衆衛生看護学
	看護研究

【2022年度以降入学者】

総合基礎科目領域	共通基礎科目群		
	人間基礎科目群		
	外国語科目群		
専門科目領域	専門基礎科目群	人間の構造や機能と疾病の成り立ち	
		健康支援と社会保障	
	専門科目群	看護の基本	
		看護の展開	地域看護学
			成人看護学
			老年看護学
			成人・老年看護学
			小児看護学
			母性看護学
			精神看護学
		看護の統合と発展	
		公衆衛生看護学	
		看護研究	

IV 諸規程

(授業方法)

第3条 授業の方法は、講義、演習若しくは実習又はこれらの併用によるものとする。

(必修及び選択等の別)

第4条 授業科目は、次の各号に掲げる科目に分類する。

(1) 必修科目

(2) 選択科目

2 前項第1号に規定する授業科目は、必ず履修しなければならない。

3 第1項第2号に規定する授業科目は、区分ごとの所要単位を選択し、履修しなければならない。

(配当年次)

第5条 授業科目の履修年次は、1年次から4年次までのいずれか又はこれらの組み合わせにより配当する。

(単位)

第6条 授業科目の単位は、次の各号に掲げる算定基準により定めるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方を併用する場合は、その組み合わせに応じ、前第2号に規定する基準を考慮して単位数を算定する。

(教育課程)

第7条 教育課程は、教育効果を考慮し、第2条から前条までの規定に基づき別表1のとおり構成する。

2 再入学生に係る教育課程は、別に定める。

(授業科目の読替)

第8条 教育課程の変更に伴い、新旧教育課程間において授業科目を読み替えることがある。

2 授業科目の読み替えに関する細則は、別に定める。

第3章 国家試験受験資格

(国家試験受験資格)

第9条 看護学部看護学科において取得できる国家試験の受験資格は、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格とする。

2 保健師国家試験受験資格は、2年次後期終了時の選抜手続きにより選ばれた者が、当該資格取得のために必要な授業科目を履修することにより取得できる。

3 前2項に規定する国家試験の受験資格を得るために別表2に掲げるとおり各国家資格において定める指定基準科目又は指定科目に則り、本学において開設する授業科目を履修し所要の単位を修めなければならない。

第4章 授業科目的開講

(授業期間)

第10条 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とし、これを学年歴に定めるものとする。

2 年度毎の学年歴は、事前に公表するものとする。

(開講方法)

第11条 授業科目は、第7条に規定する教育課程の教育効果を図るため、前期又は後期に振り分け、前条に規定する授業期間に開講する。

2 前項の規定にかかわらず、教育効果上授業期間以外の開講が必要と認められる授業科目又は授業期間内での開講が困難である授業科目は、開講する時期を変更することがある。

3 授業科目は、第6条に規定する単位の算定基準に基づき、授業内容を回数毎に分けて行う。

(授業時間)

第12条 授業時間は、90分間をもって一時限とする。ただし、第6条に規定する単位の算定にあたっては、一時限を2時間とみなす。

2 1日の授業時間は、次のとおりとする。

時限	時間
1時限	9:00~10:30
2時限	10:40~12:10
3時限	13:00~14:30
4時限	14:40~16:10
5時限	16:20~17:50

(シラバス及び時間割)

第13条 各授業科目の授業計画、授業内容等を記したシラバス及び各学期の時間割は、事前に公表するものとする。

(休講)

第14条 災害等により一時的に授業科目を開講することが困難であると判断した場合は、休講することがある。

2 休講に関する規程は、別に定める。

(補講)

第15条 前条に規定する休講が発生した場合は、第10条第1項に規定する授業期間内に補講を行う。

2 第11条第2項に規定する授業科目は、前項の規定にかかわらず、適宜これを行うものとする。

(閉講)

第16条 履修登録者が極めて少数であること、教育課程が変更になること等、授業科目を開講することが困難な場合は、当該授業科目を閉講することがある。

第5章 授業科目の履修

(履修)

第17条 学生は、第7条に規定する教育課程、第13条に規定するシラバス及び各学期の時間割並びに第32条に規定する教育課程の所要単位を基準に授業科目を履修するものとする。

年次	1年次	2年次	3年次	4年次
上限単位	48単位	45単位	39単位	39単位

(履修単位数の上限)

第18条 各年次における履修可能な単位数の上限は、原則として次表に示す単位までとする。

ただし、成績優秀者については、申請により上限を超えて履修登録を認めることがある。

(履修制限)

第19条 次の各号に掲げる授業科目は履修することができない。

IV 諸規程

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
- (2) 既に単位を取得した授業科目
- (履修者数の制限)

第20条 授業科目により、授業の進行又は教育効果等を考慮し、履修者数を制限することがある。

2 前項に規定する制限が必要とされる場合は、公正な方法をもって履修者を決定する。

- (特定科目的履修要件)

第21条 特定の授業科目（以下「特定科目」という。）については、その内容との関連において、当該授業科目に先行して履修すべき授業科目（以下「先修科目」という。）を履修しておかなければならぬ。

2 前項に規定する特定科目と先修科目との関係は、別表3のとおりとする。

- (新設授業科目的履修)

第22条 教育課程の変更により新たに開設された授業科目は、別に定めるところにより履修することができる。

- (履修登録)

第23条 当該年度に履修を希望する授業科目は、所定の期間内に履修登録の手続きを完了しなければならない。

- (履修登録の変更)

第24条 前条の規定により履修登録した授業科目を取り消し、又は新たに授業科目を追加して登録する場合は、所定の期間内に履修登録の変更手続きをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、選択科目については、第27条の規定により履修放棄とみなされる前に手続きすることにより、履修登録を取り消すことができる。

- (履修未登録の取扱)

第25条 履修登録を完了していない授業科目的取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業への出席を認めない。
- (2) 各種試験の受験を認めない。
- (3) 単位の授与は行わない。

- (出欠席等)

第26条 履修登録した授業科目は、毎回出席しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、病気その他の理由により履修登録した授業科目に出席することが困難な場合は、この限りではない。

3 前項に規定する理由のうち、本学が正当な理由と認めるものは公欠とすることがある。

4 欠席等に関する規程は、別に定める。

- (履修放棄)

第27条 履修登録した授業科目について、出席回数が総授業回数の3分の2（実習の授業科目にあっては5分の4）に満たない場合は、当該授業科目的履修を放棄したものとみなす。

第6章 試験

- (試験)

第28条 授業科目は、学習目標の到達度を測るため原則として試験を行う。

2 授業科目により、前項に規定する試験に代わる適切な方法をもって学習目標の到達度を測る

ことがある。

- 3 試験に関する規程は、別に定める。

第7章 単位及び成績評価等

(単位授与)

第29条 授業科目の単位は、当該授業科目を履修し、その試験に合格した者又は試験に代わる適切な方法を経て合格基準を満たした者に対して授与する。

(成績評価)

第30条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度に基づき、次表に掲げる基準により評価する。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59~0点
学習到達度との関係	学習到達度が特に優秀な水準で目標に到達している。	学習到達度が優秀な水準で目標に到達している。	学習到達度が良好な水準で目標に到達している。	学習到達度が目標に到達している。	学習到達度が目標に到達していない。

- 2 第27条に規定する履修放棄とみなされた授業科目の成績は評価せず、「K」と表わす。
 3 第24条第2項の規定により履修を取り消した授業科目は、当初から履修を登録しなかったものとみなす。
 4 単位を取得できなかった授業科目については、次学期以降に再度履修することができる。

(GPA)

第31条 第30条の成績評価に対応する点数（以下「GP（グレード・ポイント）」という。）を設定し、授業科目のGPの平均値（以下「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）」という。）を算出して学修の状況及び成果を示す。

- 2 成績評価に対応するGPは、次表のとおりとする。

評価	S	A	B	C	D	K
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

- 3 GPAは、次の計算式により算出するものとし、算出に当たっては、第27条に規定する履修放棄に係る授業科目については計算に含め、第24条第2項に規定する履修取消に係る授業科目については計算から除外する。この場合において、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(履修登録した授業科目の GP \times 当該授業科目の単位数) の総和}{履修登録した全授業科目の総単位数}$$

(教育課程の所要単位)

第32条 看護学部看護学科に係る教育課程の所要単位は、別表1のとおりとする。

- 2 再入学生に係る教育課程の所要単位は、別に定める。

(既修得単位の認定)

第33条 既修得単位の認定は、他大学等において修得した授業科目が本学の教育課程に開設する授業科目と同等又は同等以上の内容を有する場合につき、30単位を超えない範囲で認定す

IV 諸規程

ることがある。

- 2 前項のほか、既修得単位の認定に関する規程は、別に定める。

第8章 進級要件等

(進級要件)

第34条 在学年次に配当されている授業科目について所定の単位を取得し、看護学部教授会において進級可と判定された者は、上位の年次に進むことができる。

- 2 前項の規定により進級が否と判定された学生は、在学年次に留年するものとする。
- 3 進級に関する規程は、別に定める。

第9章 卒業要件等

(卒業要件)

第35条 卒業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 休学期間を除き、4年以上の在学年数を経ていること。
- (2) 第32条に規定する教育課程の所要単位を修めていること。
- (3) 納入すべき学費が全て完納されていること。

- 2 前項に規定する卒業に必要な単位のうち、学則第13条第2項に規定する授業科目の単位数は60単位を超えない範囲とする。

(卒業認定)

第36条 卒業の認定は、前条に規定する要件を全て満たしている者に対し、看護学部教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。

第10章 その他

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

(補則)

第38条 この規程に定めるもののほか、教育課程、履修方法及び卒業に必要な単位等に関し必要な事項は、看護学部教授会の意見を聴き学部長が定める。

附 則 《一部省略》

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 別表1、別表2のうち、適用すべき学生がなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

※別表1については、P146～151を参照してください。

※別表2については、P154～161を参照してください。

※別表3については、P167～169を参照してください。

健康科学大学健康科学部進級規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学健康科学部（以下単に「学部」という。）に在籍する学生の進級及び留年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 進級 在籍する年次から上位の年次に進むことをいう。
- (2) 留年 在籍する年次に留まることをいう。
- (3) 進級要件 学生が進級するために必要な要件をいう。
- (4) 進級判定 学生が進級に値するか否かを審査することをいう。

(進級の要件)

第3条 進級要件は、次の各号に掲げるとおりとし、その全てを満たさなければならない。

- (1) 当該年度のG P Aがリハビリテーション学科、理学療法学科及び作業療法学科に在籍する学生については、1.0以上、人間コミュニケーション学科に在籍する学生については、1.5以上であること。
- (2) リハビリテーション学科、理学療法学科及び作業療法学科に在籍する学生については、当該年次に配当されている専門科目領域に属する必修科目の全てに合格していること。

(進級の判定)

第4条 進級判定は、前条に規定する進級要件に基づき、次の各号により行う。

- (1) 在籍する学生に応じて、各学科による学科会議及び教務委員会において進級の可否を審議する。
- (2) 前号による審議結果に基づき、健康科学部教授会において進級判定を行う。
- 2 進級判定を行う年次は、1年次、2年次及び3年次とする。
- 3 進級判定を行う時期は、毎年度末とする。

(進級の認定)

第5条 進級の認定は、前条の規定により進級が可と判定された学生に対し、学部長がこれを行う。

(留年)

第6条 第4条の規定により進級が否と判定された学生は、留年とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、健康科学部教授会の意見を聴いて学部長が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学部に在籍する学生の進級及び留年に関し必要な事項は、健康科学部教授会の意見を聴いて学部長が決定するものとする。

(学長の指示)

第9条 この規程において学部長が決定すべき事項について、学長から指示があったときは、学部長は当該指示に従うものとする。

IV 諸規程

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成26年度以降の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成26年度以降の入学生から適用する。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行し、2014年度以降の入学生から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行し、2014年度以降の入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の規定は、2023年度の進級判定から適用する。

健康科学大学看護学部進級規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学看護学部（以下、「看護学部」という。）に在籍する学生の進級及び留年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 進級 在籍する年次から上位の年次に進むことをいう。
- (2) 留年 在籍する年次に留まることをいう。
- (3) 進級要件 学生が進級するために必要な要件をいう。
- (4) 進級判定 学生が進級に値するか否かを審査することをいう。

2 この規程における授業科目の成績評価の定義は、健康科学大学学則第16条及び看護学部履修規程第30条各号に定めるところによる。

(進級の要件)

第3条 進級要件は、次の各号に掲げるとおりとし、その全てを満たさなければならない。

- (1) 当該年度のGPAが1.0以上であること。
- (2) 当該年次に配当されている専門科目領域に属する必修科目（以下、「進級要件科目」という。）の全てに合格していること。

2 3年次から4年次への進級にあっては、前項第2号に規定する進級要件科目のうち不合格又は成績未判定の実習科目を1科目に限り有する学生は、進級が適当であると判断される場合に限り進級を可とすることがある。

(進級の判定)

第4条 進級判定は、前条に規定する進級要件に基づき、次の各号により行う。

- (1) 看護学部の教務委員会において進級の可否を審議する。
- (2) 前号による審議結果に基づき、看護学部の教授会（以下、「教授会」という。）において進級判定を行う。

2 進級判定を行う年次は、1年次、2年次及び3年次とする。

3 進級判定を行う時期は、毎年度末とする。

(進級の認定)

第5条 進級の認定は、前条の規定により進級が可と判定された学生に対し、看護学部の学部長（以下、「学部長」という。）がこれを行う。

(留年)

第6条 第4条の規定により進級が否と判定された学生は、留年とする。

2 留年する学生（以下、「留年生」という。）は、第3条に規定する進級要件に係る授業科目のうち、不合格となった授業科目を再履修しなければならない。

3 留年生が既に合格した授業科目は、その効力を有する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学部長が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学部に在籍する学生の進級及び留年に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学部長が決定するものとする。

IV 諸規程

(学長の指示)

第9条 この規程において学部長が決定すべき事項について、学長から指示があったときは、学部長は当該指示に従うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第3条第1項第2号の規定は、2022年度以降に入学する学生に適用し、2021年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2023年（令和5年）2月8日から施行する。

2 この規程による改正後の規定は、2022年度の進級判定から適用する。

健康科学大学休講規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害その他の事情により授業を行うことが困難な場合における健康科学大学（以下「本学」という。）の休講の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学困難による休講措置)

第2条 次の各号に掲げる場合において、公共交通機関の一部が運休となり、又は自動車等による通学が著しく困難となったときは、第1号の場合にあっては、学生の安全に最大限の配慮を行うため、原則として休講の措置を講じるものとし、第2号又は第3号の場合にあっては、必要に応じて休講の措置を講ずるものとする。

(1) 山梨県下において大雨、暴風、暴風雪若しくは大雪の特別警報又は大雨、洪水、暴風、暴

風雪若しくは大雪の警報が発令されたとき

(2) 山梨県下において地震その他の自然現象に起因する災害等が発生したとき

(3) その他のとき

2 前項による休講の措置は、学長が学部長及び事務局長と協議して決定するものとする。

3 前項の決定を行ったときは、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に掲げる時間までに本学のホームページによりこれを学生に周知するものとする。

(1) 1时限及び2时限の授業を休講とする場合 午前7時

(2) 3时限以降の授業を休講とする場合 午前10時

(その他の休講措置)

第3条 前条以外の場合であって、休講することがやむを得ないと認められるときは、学長は、必要に応じて休講の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定に基づき休講の措置を決定したときは、本学のホームページにより学生に周知するものとする。

(自然休講)

第4条 授業時間が30分経過し、当該授業の担当教員が連絡なく教室（講義室、ゼミ室等）に出席しないときは、当該授業は自然休講とする。

(教員の事情による休講手続き)

第5条 個人的な事情（病気、結婚、法事等をいう。）により休講しようとするときは、当該休講しようとする授業の担当教員は、あらかじめ書面をもって所属する学部の学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により学部長に願い出るときは、休講とする科目、月日、曜日、時限等を明らかにし、補講の方法を付け加えなければならない。

3 第1項の個人的な事情による休講の場合であって緊急のときは、健康科学部にあっては教務部教務・学生課、看護学部にあっては看護事務部看護事務課あて、電話等により休講する旨を伝えるとともに、後日、速やかに、学部長の了解を得、第2項に規定する事項を記載した書類を同課に届け出なければならない。

4 学会、調査等による出張のため休講する場合にあっても、当該休講する授業の担当教員は、前3項に準じた手続きを行わなければならない。

IV 諸規程

(補講)

第6条 休講があった場合は、原則として当該授業の補講を行うものとする。

(学長の指示)

第7条 この規程において学部長が決定すべき事項について、学長から指示があったときは、学部長は当該指示に従うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

健康科学大学欠席等の取り扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第5章の規定に基づき、授業科目に係る欠席、遅刻、早退及び公欠（欠席、遅刻又は早退であって、第5条の規定により当該授業を欠席し、遅刻し、又は早退したものとして取り扱わないものをいう。以下同じ。）の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(欠席)

第2条 病気その他の理由により授業を1週間以上欠席する場合は、事前に又は欠席の理由が消滅してから1週間以内に欠席届（様式第1）により届け出なければならない。

(遅刻)

第3条 病気その他の理由により授業を遅刻する場合は、授業開始20分まで出席として認める。

2 前項の規定により遅刻した者の出席は、当該回の出席を0.5回として計算する。

(早退)

第4条 病気その他の理由により授業を早退する場合は、当該授業科目の担当教員に申し出なければならない。

2 前項の規定により早退した者の出席は、当該回の出席を0.5回として計算する。

3 前項の規定にかかわらず、授業の出席時間が45分に満たない場合は欠席とする。

(公欠)

第5条 次の各号に掲げる理由により授業を欠席した場合において、第7条の規定により公欠と認定されたときは、当該授業を欠席したものとして取り扱わないものとする。

(1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の発病

(2) 公共交通機関の遅延

(3) 天災その他の災害による被害

(4) 親族の死亡又は危篤

(5) 就職試験の受験

(6) 本学が認める諸行事への参加

(7) その他本学が認める理由

2 公欠として認める期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 前項第1号の規定による公欠 学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間

(2) 同項第2号の規定による公欠 欠席した当該授業の回

(3) 同項第3号の規定による公欠 被害を受けた日から授業の出席が見込める日まで

(4) 同項第4号の規定による公欠 次に掲げる日数

ア 配偶者 10日以内

イ 父母又は子 7日以内

ウ 祖父母、孫又は兄弟姉妹 3日以内

エ 曾祖父母、曾孫、伯叔父母又は甥姪 1日以内

(5) 同項第5号の規定による公欠 当該就職試験が実施される日数

(6) 同項第6号及び第7号の規定による公欠 本学が認める日数

IV 諸規程

3 第1項第4号又は第5号に掲げる理由による欠席であって、移動が必要な場合は、前項第4号又は第5号に掲げる日数に片道1日を限度に移動に要する日数を加えることができるものとする。

4 第1項各号に掲げる理由により授業を遅刻し、又は早退した場合についても、第7条の規定により公欠と認定されたときは、当該授業を遅刻し、又は早退したものとして取り扱わないものとする。

(公欠の手続き)

第6条 次条に規定する公欠の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により、事前に又は欠席、遅刻又は早退の理由が消滅してから1週間以内に願い出なければならない。

(1) 公欠願（様式第2）

(2) 欠席、遅刻又は早退の理由を証明する書類

2 前条第3項の規定に該当する場合は、前項に規定する書類に併せて、移動が必要な理由を証明する書類を提出しなければならない。

(公欠の認定)

第7条 第5条第1項第1号から第5号までに規定する理由により授業を欠席し、遅刻し又は早退した場合の公欠は、前条に規定する願い出に係る書類を、健康科学部にあっては教務部教務課、看護学部にあっては看護事務部看護事務課において確認することにより認定する。

2 同条第1項第6号又は第7号に規定する理由により授業を欠席し、遅刻し又は早退した場合の公欠は、教務委員会の意見を聴いて学部長が認定する。

(欠席に伴う補習)

第8条 公欠を含めた欠席回数が次の各号に定める基準を超えた場合は、補習を行うものとする。

ただし、公欠以外の欠席回数のみで当該基準を超えた場合は、この限りでない。

(1) 科目名に演習又は実習を含む授業科目 総授業回数の5分の1

(2) 前号の授業科目以外の授業科目 総授業回数の3分の1

(学長の指示)

第9条 この規程において学部長が決定すべき事項について、学長から指示があったときは、学部長は当該指示に従うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、欠席、遅刻、早退及び公欠の取扱いに関し必要な事項は、本学運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

健康科学大学試験規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第5章の規定に基づき、試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(試験の方法)

第3条 試験の方法は、筆記試験、実技試験又は口述試験のいずれかにより行うものとする。

2 前項に規定する試験の方法のほか、授業科目により論文又はレポートの提出をもって試験に代えることがある。この場合にあっては、この規程の適用を受けるものとする。

(受験資格)

第4条 試験は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければ、受けることができない。

(1) 履修登録していること。

(2) 納入すべき学則第35条に規定する授業料、施設費及び実験実習費が完納されていること。

(3) 出席回数が総授業回数の3分の2以上（科目名に演習又は実習を含む授業科目にあっては、5分の4以上）を満たしていること。

(試験情報の公表)

第5条 試験の方法及び日程は、事前に公表するものとする。

(入場及び退場)

第6条 受験者は、試験開始前までに所定の試験場へ入場し、試験監督者の指示に従い、座席に着席しなければならない。

2 試験場への入場は、試験開始後20分まで認める。

3 試験場からの退場は、試験開始後30分以降から認める。

4 前項の規定により退場した者の再入場は、当該試験が終了するまで認めない。

(受験者の義務)

第7条 試験を受けるときは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 試験監督者の指示に従うこと。

(2) 試験中は、学生証を机上に提示すること。

(3) 試験中は、筆記用具のほか許可された物以外のものを机上に置かないこと。

(4) 試験中は、携帯電話の電源を切り、使用しないこと。

(5) 試験中は、私語、物の貸し借りをしないこと。

(6) 試験中は、退場まで許可なく座席を離れないこと。

(7) 第8条に規定する不正行為又はこれに紛らわしい行為をしないこと。

(不正行為)

第8条 試験における不正行為とは、次の各号に該当する行為をいう。

(1) 試験監督者の指示に従わないこと。

(2) 試験の解答に必要な情報を他者から得ること又は他者に与えること。

(3) 物を利用し試験の解答に必要な情報を不正に得ること。

(4) 他者に受験を代行させること又は他者の受験を代行すること。

IV 諸規程

- (5) その他、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。
2 前項に規定する不正行為を行った者は、当該学期に履修する全ての授業科目に係る成績評価を不合格とし、学則第47条の規定に基づく懲戒の対象とする。

第2章 定期試験

(定期試験の時期)

- 第9条 定期試験は、学期末に一定の期間を定めて行うものとする。
2 学期の途中に終了する授業科目又は集中的に開講される授業科目については、前項に規定する期間以外の時期に定期試験を行うことがある。

(履修放棄の申出)

- 第9条の2 第4条に規定するすべての要件を満たす授業科目の履修を放棄しようとす
る者は、当該授業科目の定期試験の期日の前日までにその旨を申し出ることができる。
この場合において、当該授業科目の成績評価は行わず、「K」とする。

第3章 追試験

(追試験)

- 第10条 追試験は、公欠（本学欠席等の取扱いに関する規程に規定する公欠をいう。
以下同じ。）、病気、その他のやむを得ない理由により履修登録した授業科目に係る定期試験を受けることができなかつた者に対して行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、第13条に規定する追試験の許可又は第18条に規定する再試験の許可を受けた者が、前項に規定する理由により当該追試験又は再試験を受けることができなかつたときは、進級に係る授業科目及びそれに準ずる別表に掲げる授業科目に限り、追試験を行うものとする。
3 第13条に規定する追試験の許可を受けた者で、前項の追試験を受けることができなかつたものに対しては、再び追試験は行わないものとする。

(追試験の時期)

- 第11条 追試験は、定期試験実施後に一定の期間を定めて行い、原則として定められた期間以外には行わないものとする。
2 学期の途中に終了する授業科目又は集中的に開講される授業科目については、前項に規定する期間以外の時期に追試験を行うことがある。

(追試験の受験手続)

- 第12条 追試験を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に受験料を添えて願い出なければならない。
(1) 追試験受験願（様式1）
(2) 試験を受けることができなかつた理由を証明する書類
2 前項に規定する受験料は、1科目につき1,000円とする。
3 学外において行われる実習等、他の正規の授業を受ける必要があることにより、試験を受けることができなかつた者に対しては、第1項の受験料を免除するものとする。

(追試験の受験許可)

- 第13条 前条に規定する受験手続を完了した者に対しては、追試験を受けることを許可し、受験許可証を交付する。
2 前項の規定にかかわらず、公欠及び病気以外の理由により履修した授業科目の試験を受けることができなかつた者に係る追試験を受けることの許可は、本学教務委員会の議を経るものとする。

(追試験の成績評価)

- 第14条 追試験を受験しなかつた者は不合格とみなし、「D」とする。

2 第10条第2項に規定する追試験のうち、第15条第1項に規定する再試験を受験できなかった者に対する追試験による授業科目の成績評価は、第19条第1項の規定を準用するものとする。

第4章 再試験

(再試験)

第15条 再試験は、履修した授業科目に係る定期試験を受け、不合格となった者（以下「不合格者」という。）に対し行う。この場合において、定期試験を受けなかった者（第10条第1項に規定する追試験を行う者を除く。）は、当該試験を受け、不合格となった者とみなす。

- 2 前項の再試験又は第10条の追試験の不合格者若しくは第13条に規定する追試験の許可又は第18条に規定する再試験の許可を受けた者で、当該追試験又は再試験を受けなかったものに対しては、再試験を行わないものとする。
- 3 再試験を行う授業科目の定期試験の不合格者に係る再試験までの成績評価は、「H」で表す。

(再試験の時期)

第16条 再試験は、定期試験の実施後に一定の期間を定めて行い、原則として定められた期間以外には行わないものとする。

- 2 学期の途中に終了する授業科目又は集中的に開講される授業科目については、前項に規定する期間以外の時期に再試験を行うことがある。

(再試験の受験手続)

第17条 再試験を受けようとする者は、所定の期日までに再試験受験願（様式2）に受験料を添えて願い出なければならない。

- 2 前項に規定する受験料は、1科目につき2,000円とする。

(再試験の受験許可)

第18条 前条に規定する受験手続を完了した者に対しては、再試験を受けることを許可し、受験許可証を交付する。

(再試験の成績評価)

第19条 再試験による授業科目の成績評価は、合格を「C」、不合格を「D」とする。

- 2 再試験を受けなかった者は、定期試験の受験結果に基づく不合格者とみなし、当該再試験に係る授業科目の成績評価を「D」とする。

(再試験に係る補習)

第20条 必修科目的定期試験の不合格者に再試験を行う場合、当該定期試験の不合格者が全履修者の5割以上の場合は、定期試験終了後から再試験実施までの間に1时限以上の補習授業を行うものとする。ただし、補習授業の実施が困難な場合は、補習授業に代えて課題を課すことがある。

第5章 その他

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、本学運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て学長が行う。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、運営会議の議を経るものとする。

IV 諸規程

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に理学療法学科又は作業療法学科に入学した学生の第10条第2項の規定の適用については、同条同項中「進級に係る授業科目及びそれに準ずる別表に掲げる授業科目」とあるのは、「専門科目領域に属する必修の授業科目」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表（第10条第2項関係）

科目区分	科目名	単位
専門科目領域／専門科目群（人間コミュニケーション学科）	ソーシャルワーク演習	2単位
専門科目領域／専門科目群（人間コミュニケーション学科）	コミュニケーション演習	1単位

健康科学大学学生の学籍異動に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という）学則に基づき、本学学生の休学、復学、退学及び除籍（以下「休学等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学の申請)

第2条 疾病その他のやむを得ない事情により2ヵ月以上就学することが困難である者は、休学の許可を申請することができる。

2 疾病又は負傷により休学の許可を申請するときは、医師の診断書を添えて行わなければならない。

3 納入すべき学則第35条に規定する授業料、施設費又は実験実習費（以下「授業料等」という。）を滞納している者は、当該授業料等を完納しなければ、休学の許可を申請することができない。

(休学の期間)

第3条 休学は、学年又は前期若しくは後期の学期を単位に許可するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の途中における休学を許可するときは、原則として第2条に規定する申請があつた月の翌月の初日を休学の開始日とし、当該学期又は当該学年の末日までを休学の期間とする。

(休学願の申請期限)

第4条 休学の許可は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに、様式第1による休学願に必要書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 前期から休学しようとする場合 前年度の終了日

(2) 後期から休学しようとする場合 当該年度の前期終了日

(3) 学期の途中から休学しようとする場合 随時

2 前項第1号又は第2号に規定する期限を経過した休学の許可の申請は、当該申請のあつた日の属する学期の途中から休学しようとする場合の申請とみなし、当該学期の授業料等を徴収するものとする。

(復学の申請)

第5条 休学の期間が満了し、又は休学の事由が消滅した者は、復学の許可を申請することができる。

2 疾病又は負傷により休学した者が復学の許可を申請するときは、医師の診断書を添えて行わなければならない。

3 納入すべき授業料等又は在籍料（本学休学中の在籍料等に関する規程第2条に規定する在籍料をいう。以下同じ。）を滞納している者は、当該授業料等又は在籍料を完納しなければ、復学の許可を申請することができない。

(復学の日)

第6条 復学の日は、原則として休学の期間の終了日の翌日とする。

(復学願の申請期限)

第7条 復学の許可は、休学の期間が満了する日までに、様式第2による復学願に必要書類を添えて、申請しなければならない。

(退学の申請)

第8条 退学しようとする者は、退学の許可を申請しなければならない。

2 紳入すべき授業料等又は在籍料を滞納している者は、当該授業料等又は在籍料を完納しなければ、退学の許可を申請することができない。

IV 諸規程

(退学日)

第9条 退学の日は、前期をもって退学するときは当該年度の前期の終了日、後期をもって退学するときは当該年度の終了日とする。

2 前項にかかわらず、学期の途中において退学の許可の申請があったときは、当該申請の日の属する月の末日を退学の日とする。

(退学願の申請期限)

第10条 退学の許可は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに、様式第3による退学願に必要書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 前期をもって退学しようとする場合 当該年度の前期終了日

(2) 後期をもって退学しようとする場合 当該年度の終了日

(3) 学期の途中で退学しようとする場合 随時

2 前項第1号又は第2号に規定する期限を経過した退学の許可の申請は、当該申請のあった日の属する学期の途中で退学しようとする場合の申請とみなし、当該学期の授業料等を徴収するものとする。

3 第1項第3号の場合は、既に納付した当該学期の授業料等は返還しない。

(除籍日)

第11条 学則第34条に規定により除籍される者の除籍の日は、次の各号に定める日とする。

(1) 同条第1号に規定する者 在学年限の最終日

(2) 同条第2号に規定する者 休学の期間の終了日

(3) 同条第3号に規定する者 休学の期間が通算して3年となる日

(4) 同条第4号に規定する者 本学授業料等滞納者の取扱いに関する規程第5条第2項に定める日

(5) 同条第5号に規定する者 死亡した日又は行方不明の届出があった日

(承認)

第12条 本学学生から休学等の許可の申請があったときは、当該申請の内容について当該申請を行った学生の所属する学科の学科長が審査し、その学科の属する学部の教授会に報告するものとする。

(審議)

第13条 前項の規定による学科長からの報告に基づき、当該報告を受けた教授会において当該休学等の是非について審議するものとする。

(許可)

第14条 学長は、休学等の許可を行うときは、必要に応じて前条に規定する審議に基づく教授会の意見を聴いて、これを行うものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

健康科学大学編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学(以下「本学」という。)学則第27条第1項の規定に基づき、本学への編入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(編入学資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者(編入学の日にこれらのいずれかに該当していることが確実であると認められる者を含む。)は、本学の3年次への編入学を志願することができる。

(1) 大学を卒業した者又は中途退学した者(2年以上在学し、所定の単位を修得した者に限る。)

(2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な授業総時間が1700時間以上であるものを修了した者

(4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条の規定において、学校教育法による大学へ編入した場合の在学すべき年数が2年以上又は1年以上と定められている者

(志願手続き)

第3条 本学に編入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。

(1) 編入学志願票

(2) 前条各号に規定する学校の卒業証明書、修了証明書、卒業見込証明書又は修了見込証明書その他の同条各号のいずれかに該当することを証明することができる書類

(3) 同条各号に規定する学校の成績証明書

(4) その他本学が指定する書類

(定員)

第4条 編入学の定員は、人間コミュニケーション学科5名とする。

(在学期間)

第5条 この規定により編入学した者については、本学学則第27条第2項の規定による在学すべき年数は2年とし、その2倍を超えて在学することはできない。

(編入学の手続き)

第6条 編入学試験の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに関係書類を提出し、学則第35条に規定する入学金及び授業料等を納付しなければならない。

2 前項に規定する編入学試験の合格者が同項に規定する編入学の手続きを完了しないときは、入学を許可しない。

(編入学の許可)

第7条 学長は、前条第1項に規定する編入学の手続きを完了した者に対し、健康科学部教授会(以下単に「教授会」という。)の意見を聴いて、編入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき編入学を許可された者(以下「編入学者」という。)に係る他の学校において履修した授業科目及びその単位(以下「既修得単位」という。)を本学において修得したものとすることについては、本学教務委員会及び教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

IV 諸規程

2 前項に規定する既修得単位のうち、個別に認定された授業科目の単位以外のものは、第9条に規定する別表3に掲げる自由選択の単位として、別表1に掲げる単位数まで包括的に認定することができるものとする。

(教育課程及び所要単位編入)

第9条 編入学者の教育課程は、別表2のとおりとする。

2 編入学者の卒業に必要な単位は、別表3のとおりとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 別表第2及び別表第3のうち、適用すべき学生がなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 別表第2及び別表第3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものみなす。

附 則

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

2 別表第2及び別表第3のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものみなす。

※別表1については、P101を参照してください。

※別表2については、P37を参照してください。

※別表3については、P59を参照してください。

健康科学大学転学部転学科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第33条の規定する転学部転学科（以下、「転学部等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 転学部等は、志願する学科（以下「受入学科」という。）に欠員が生じている場合に限り許可するものとする。

2 受入学科は、当分の間、健康科学部人間コミュニケーション学科とする。

3 転学部等の時期は、学期の始めとする。

(出願資格)

第3条 転学部等を志願できる者は、転学部等を志願する学期の始めにおいて、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

（1）本学に半期以上在籍している者又は在籍する見込みである者

（2）本学において12単位以上の授業科目を修得した者又は修得する見込みである者

(出願手続)

第4条 転学部等を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

（1）志願書（様式1）

（2）その他必要と認める書類

2 前項の検定料は、20,000円とする。

(審査)

第5条 転学部等の審査は、受入学科において行うものとする。

2 受入学科の学科長は、前項に規定する審査の結果を、受入学科を設置する学部（以下、「受入学部」という。）の教授会に報告しなければならない。

(判定)

第6条 転学部等の判定は、受入学科を設置する学部の教授会において行うものとする。

(許可)

第7条 転学部等の許可は、必要に応じて第5条の審査及び前条の判定を経て学長がこれを行う。

(在学期間)

第8条 転学部等を許可された者の転学部等前の在学期間は、学則第20条第1項に規定する在学期間に算入する。

(既修得単位の認定)

第9条 転学部等を許可された者の既修得単位の認定は、受入学科において単位認定対象となる授業科目及び単位を審査し、受入学部の教務委員会の議を経て受入学部の教授会の承認を得なければならない。

2 転学部等における既修得単位の認定基準は、次の各号のとおりとする。

（1）転学部等前に修得した授業科目が転学部等後に所属する学科の授業科目と同等以上の教育内容を有する場合は、当該授業科目の単位を修得したものとして認定することができる。

IV 諸規程

(2) 前号の規定による既修得単位の認定のほか、必要に応じて転学部等前に修得した授業科目の単位を転学部等後に所属する学科の卒業要件を満たす単位として認定することができる。

(教育課程及び卒業所要単位)

第10条 転学部等を許可された者の教育課程及び卒業に必要な単位（以下、「卒業所要単位」という。）は、原則転学部等後に所属する学科の同学年の学生（留年生及び編入学生を除く。）と同様とする。

2 前項の規定のほか、転学部等後の学年により特定の授業科目を教育課程から除外し、これに応じて卒業所要単位を変更するものとする。

3 前項の規定により除外する授業科目が必修科目である場合は、当該科目の授業科目区分に応じて除外する単位数を自由選択の所要単位に加えるものとする。

4 第2項の規定により除外される特定の授業科目は別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、転学部等に関し必要な事項は、関連する学部の教授会の意見を聴いて当該学部の学部長が定める。

2 前項の規定により必要な事項を定めた学部長は、これを学長及び他学部の学部長に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に転学科した学生の教育課程及び卒業に要する単位は、第10条の規定にかかわらず、本学履修規程第7条第1項及び第32条第1項を準用する。

3 別表1及び別表2のうち、適用すべき学生がなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、2019年8月7日から施行する。

2 別表1及び別表2のうち、適用すべき学生がいなくなった部分は、廃止されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 新規程第10条各項の規定は、この規程の施行後の転学部等について適用し、この規程の施行前に転学科を許可された学生については、旧規程第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 新規程第10条各項の規定は、この規程の施行後の転学部等について適用し、この規程の施行前に転学科を許可された学生については、旧規程第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 2021年度以前の教育課程を適用する転学部転学科学生については、従前の規程を準用する。

別表

学科	転学部転学科 後の学年	除外する授業科目（単位）			
		授業科目区分	科目名	必選 区分	単位
人間コミュニケーション学科	2年次	専門科目領域	福祉心理学基盤演習 I	必修	1 単位
		専門科目群	福祉心理学基盤演習 II	必修	1 単位
	3年次	専門科目領域	福祉心理学基盤演習 I	必修	1 単位
			福祉心理学基盤演習 II	必修	1 単位
	4年次	専門科目群	福祉心理学基盤演習 III	必修	2 単位
			福祉心理学基盤演習 IV	必修	2 単位

IV 諸規程

健康科学大学学費納付規程

(目的)

第1条 この規程は、健康科学大学学則第35条の規定に基づき、学費の納期、納付方法について必要な事項を定めたものである。

(学費)

第2条 学費とは、入学金、授業料、施設費及び実験実習費をいう。

(納付すべき学費)

第3条 学費は前期、後期の2回分納とする。ただし、前期分納入時に全納することができる。

2 学費納入期日および学費有効期間ならびに納入金額は、別表第1、第2のとおりとする。

3 新入学予定者および編入学予定者の入学時の学費は、別に定める入学手続期日までに納付しなければならない。

4 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

(休学者の学費)

第4条 学則第29条により休学を許可された者の休学中の学費は、別表第3の額に減免する。

2 前項の規定にかかわらず、学費有効期間の途中から休学または休学している者が復学をした場合の当該期の学費は別表第2のとおりとする。

3 前項による納付すべき額と既に納付した学費との差額分は、その後納付すべき学費において調整する。

4 休学者の学費はその納付を請求する通知に記載された納付期限までに納付しなければならない。

(年度中途の卒業者または退学者の学費)

第5条 年度の中途で卒業または退学する者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

2 日付をさかのぼって退学を願い出ることはできない。

(学費滞納者の取扱い)

第6条 学費滞納者の取扱いは別に定める。

(既納の学費)

第7条 すでに納入された学費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 重複または超過納入になった学費がある場合

(2) 別表第1に定める学費有効期間内の休学または退学の願い出の時点で、翌期の学費が前納されている場合。ただし、休学を許可された者が翌期の学費を前納している場合は、免除される額を返還する。

(3) 年度途中で卒業になった場合で、翌期の学費が前納されている場合

(4) 新入学予定者および編入学予定者が入学辞退期日までに入学の辞退を申し出た者には、入学金を除く納付した学費を返還する。

2 前項の返還に係る振込手数料の負担は、特別の場合を除き、返還を願い出した者の負担とし、返還する学費と相殺する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年2月24日から施行し、平成30年度分の学費から適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月15日から施行し、2023年度分の学費から適用する。

なお、2022年度以前の入学者は、従前の例による。

別表第1

学費納入期日および学費有効期間

期 別	納入期日	学費有効期間
前期分	前年度の3月20日	4月1日～9月20日
後期分	当該年度の8月20日	9月21日～翌年3月31日

別表第2

学費納入金額

学科	学年	前期				後期				年額	
		入学金	授業料	施設費	実験実習費	授業料	施設費	実験実習費			
リハビリテーション学 理療法学コース	1年次	300,000	450,000	100,000	100,000	950,000	450,000	100,000	100,000	650,000	1,600,000
	2年次 以降		450,000	100,000	100,000	650,000	450,000	100,000	100,000	650,000	1,300,000
リハビリテーション学 作業療法学コース	1年次	300,000	450,000	100,000	100,000	950,000	450,000	100,000	100,000	650,000	1,600,000
	2年次 以降		450,000	100,000	100,000	650,000	450,000	100,000	100,000	650,000	1,300,000
企画コミュニケーション学 科	1年次 編入	100,000	375,000	100,000	15,000	590,000	375,000	100,000	15,000	490,000	1,080,000
	2年次 以降		375,000	100,000	15,000	490,000	375,000	100,000	15,000	490,000	980,000
看護学科	1年次	300,000	450,000	150,000	150,000	1,050,000	450,000	150,000	150,000	750,000	1,800,000
	2年次 以降		450,000	150,000	150,000	750,000	450,000	150,000	150,000	750,000	1,500,000

別表第3

休学中の学費

	前期	後期
在籍料	50,000	50,000

IV 諸規程

健康科学大学学生意見箱の運用に関する規程

(設置)

第1条 健康科学大学（以下「本学」という。）に、学生意見箱を置く。

(目的)

第2条 学生意見箱は、本学に対する学生の意見又は要望（以下「意見等」という。）をくみ取り、学生サービスの向上を図ることを目的とする。

(責務)

第3条 学長は、意見等の取扱いについては、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。また、本学各学部の学生・就職・卒後教育委員会（以下「学生委員会」という。）その他本学又は本学の各学部に置かれる委員会（以下「各委員会」という。）及び各委員会の事務局は、意見等のうち、改善を必要とするものは誠実に処理し、必要な是正処置を講じなければならない。

(管理)

第4条 学生意見箱は、各学部の学生委員会において管理する。

(投かん者)

第5条 学生意見箱に意見等を投かんできる者は、原則として本学学生のみとする。

(設置場所)

第6条 学生意見箱は、学生が容易に意見等を投かんできるよう各棟のホール等に設置する。

(処理手順)

第7条 学生意見箱に意見等があった際には、次に掲げるとおりに処理するものとする。

（1）各学部の学生委員会において学生意見箱を開き、その内容を記録するものとする。

（2）意見等については、学生委員会において検討し、及び選別し、各委員会に送付するとともに、関係する教授会へ報告をするものとする。ただし、意見等の内容により、学生委員会が個別に対応することができるものとする。

（3）前号の意見等の送付を受けた委員会は、その対応について審議し、又は決定するとともに、掲示板において公開するなどの対応を行い、又は学生委員会に報告するものとする。

（4）各委員会から報告を受けた学生委員会は、その内容を原則として掲示板において公開するものとする。また、意見等に記名がある時は、必要に応じてその内容を当該学生に回答するものとする。

（5）各学部の学生委員会は、当該意見等に関する内容及び資料を記録し、保管するものとする。

(意見等の内容)

第8条 次に掲げる内容の意見等は、原則として受理しない。

（1）記名がなく学生生活に關係のない内容

（2）各学部の学生委員会が不適切と認めた内容

(守秘義務)

第9条 学生意見箱の取扱いに関わる者は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。

(庶務)

第10条 学生意見箱に関する庶務は、本学事務局教務部入試学生課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

健康科学大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第46条の規定に基づき、本学の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、健康科学大学学長賞とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 本学を卒業する学生で、勉学に精励し、学業成績が特に優秀であると認められるもの
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ学界又は社会的に高い評価を受けた者
- (3) 課外活動において特に顕著な成績を挙げ、かつ課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (4) 社会活動において社会的に高い評価を受け、かつ本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) 前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者
- (6) その他学長が特に表彰に値する行為があったと認める者

(表彰対象者の推薦)

第4条 各学部各学科及び課外活動の顧問等は、前条第1項第1号から第6号までに該当すると認められる者を、学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、前条第1項第1号に該当する場合にあっては当該年度の卒業認定後速やかに、同条第1項第2号から第6号までに該当する場合にあってはその都度行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第5条 学長は、表彰対象者の推薦があった場合は、当該学部の学生・就職・卒後教育委員会及び教授会の意見を聴いて、表彰対象者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、第5条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第3条第1項第1号に該当する表彰学生の表彰は、卒業式典において行うものとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、健康科学部にあっては教務部入試学生課、看護学部にあっては看護事務部看護事務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

健康科学大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）学則第47条の規定に基づき、学生の懲戒の手続きについて定めるものとする。

(定義)

第2条 懲戒は、本学の規程等に違反し、学生としての本分を守らない者に対し、教授会の意見を聴いて学長が行う処分とする。

2 懲戒の対象は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 法益に反する行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の規程等に違反する行為

(懲戒処分の種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 口頭で将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期の期間、登校を認めないこと。
- (3) 退学 退学させること。

2 懲戒により退学した学生に対しては、本学学則第27条の3に規定する再入学を認めないものとする。

(懲戒処分の学籍簿への記載)

第4条 懲戒の処分については、その種類、期間その他必要な事項を学籍簿に記載するものとする。

2 停学の処分については、学則第8条第2項の規定を適用する場合においてその期間を在学の期間に算入する。

3 懲戒の処分は、次条第11項に規定する懲戒処分書の到達した日を以て効力を生ずるものとする。

(懲戒処分の手続き)

第5条 学長は、第2条の規程により懲戒の処分を行おうとするときは、次項から第11項の手続きを経るものとする。

2 懲戒の対象となる行為が発生したときは、それを知り得た者は、速やかに学長又は学部長に報告し、学長又は学部長は、処分の必要性の適否を判断する。

3 学長又は学部長は、懲戒処分の必要性があると判断した場合は、各学部の学生・就職・卒後教育委員会（以下単に「学生委員会」という。）を召集し、次に掲げる者を構成員とする調査班の設置を促す。

- (1) 当該懲戒の対象となる学生の属する学部学科に係る学生委員会の委員 1名
- (2) 前号の委員以外の学生委員会の委員 1名
- (3) 当該懲戒の対象となる学生に係る担任教員 1名

4 学生委員会が設置する調査班は、事実の確認の後に、懲戒に関する処分の量定を含む意見書を学生委員会に提出する。

5 学生委員会は、調査班の意見書を基に処分案を作成し、次に掲げる者を構成員として教授会が設置する懲戒評議審査会に提出する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 各学部学生委員会の委員長
- (4) 事務局長
- (5) 健康科学部にあっては教務部入試学生課長、
看護学部にあっては看護事務部看護事務課長
- (6) その他学長が必要と認めた者

6 懲戒評議審査会は、学生委員会の処分案と当該処分の対象となる学生の弁明を併せて審査し、教授会に報告する。

7 懲戒評議審査会は、前項の審査の内容が不十分であった場合は、学生委員会に再調査を依頼することができる。

8 教授会は、第6項に規定する懲戒評議審査会の報告を受け、当該懲戒の妥当性及び処分の量定を審議する。

9 教授会は、前項の報告の内容が不十分であった場合は、学生委員会に再調査を命ずるとともに、懲戒評議審査会に再審査を命ずるものとする。

10 教授会は、第8項に規定する審議に基づき、当該懲戒について学長に意見を述べるものとし、学長は当該教授会の意見を尊重するものとする。

11 学長は、懲戒の処分を決定したときは、処分の理由を明記した懲戒処分書を当該学生に通知するものとする。

(教育的配慮による口頭諭旨)

第6条 学生が第2条第2項に掲げる行為を行った場合において、当該行為が懲戒に処するまでの非行ではないと認められるときは、学長又は学部長は、当該学生に対して教育的配慮をもつて口頭により諭旨するものとする。

(守秘義務)

第7条 学生の懲戒にかかわる者は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負うものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

健康科学大学特待生制度規程

(目的)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下「本学」という。）が実施する入学試験の成績が特に優れた者又は本学に在学する学業成績が特に優れた者を特待生として選定し、学納金の全額または一部を奨学金として支給することにより、優秀な人材の育成と学業の奨励に寄与することを目的とする。

(選考基準)

第2条 特待生は、次の条件を満たす者とする。

(1) 入学特待生 A

本学が実施する一般選抜（I期）の成績優秀者

(2) 入学特待生 S

大学入学共通テスト利用選抜（I期）の成績優秀者

(3) 在学特待生

在学中の学業成績優秀者で、他の学生の模範となる者のうち、各学科から推薦された者

2 在学特待生の対象学年は、2年次、3年次及び4年次とする。

(選考及び決定)

第3条 特待生の選考及び決定は、次のとおりとする。

(1) 入学特待生 A

本学入学試験委員会で選考し、必要に応じて各学部教授会の意見を聴いて、学長がこれを決定する。

(2) 入学特待生 S

各学科で候補者を選考し、学長がこれを決定する。

(3) 在学特待生

各学部各学科からの推薦を受けて、各学部教務委員会で候補者を選考し、必要に応じて各学部教授会の意見を聴いて、学長がこれを決定する。

(支給額及び採用人数)

第4条 特待生に対する支給額及び採用人数は、下表のとおりとする。

(1) 入学特待生 A

所属学部	所属学科	支給額	採用人数
健康科学部	リハビリテーション学科	300,000 円	3人以内
	人間コミュニケーション学科	100,000 円	2人以内
看護学部	看護学科	300,000 円	2人以内

(2) 入学特待生 S

所属学部	所属学科	支給額及び採用人数
健康科学部	リハビリテーション学科	入学特待生 S に関する必要な事項は、予算の範囲内において別に定める。
	人間コミュニケーション学科	
看護学部	看護学科	

(3) 在学特待生

所属学部	所属学科	支給額及び採用人数
健康科学部	リハビリテーション学科	所属学科ごとに、前年度の 5 月 1 日における第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年に在学する学生の数の 3%（人未満四捨五入）以内の人数に 30 万円を乗じた金額を支給額の上限とし割り当てる。学科ごとの採用人数及び支給額の調整は細則により別に定める。
	人間コミュニケーション学科	
看護学部	看護学科	

(支給時期)

第5条 支給時期は、特待生が決定したときから 1 ヶ月以内に支給する。

(適用期間)

第6条 特待生の適用期間は、当該年度とする。

(失効事由)

第7条 特待生が次の各号の一に該当するときは、学長は、必要に応じて当該特待生の属する学部の教授会の意見を聴いて、特待生の適用を取消し、支給額の返還を求めることができる。

- (1) 休学期間が通算して 1 年を超えたとき。
- (2) 退学又は除籍となったとき。
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績が不良のとき。
- (5) その他特待生として適当でないと認められるとき。

(手続)

第8条 特待生の決定を受けた者は、様式 1 及び様式 2 を用い、申請に必要な手続きを経なければならない。

(事務)

第9条 次の各号に掲げる特待生に係る事務は、当該各号に定める大学事務室の各部署において処理する。

- (1) 入学特待生
入試学生課
- (2) 在学特待生

IV 諸規程

健康科学部 教務課

看護学部 看護事務室

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特待生制度の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年2月7日から施行する。

健康科学大学附属図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、健康科学大学（以下、「本学」という。）附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(入館資格)

第2条 図書館の入館資格者は、次のとおりとする。

(1) 本学の学生

(2) 本学の教職員

(3) 本学との間に相互協力に関する協定書を締結した他の大学等の教職員及び学生

(4) 本学附属図書館長（以下「図書館長」という。）が定める者

2 前項第3号に定める者については、図書館長が個別的に判断して利用を認めないことがある。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9：00から18：00

2 その他、試験期間及び長期休業中の開館時間については、その都度掲示するものとする。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 4月9日

(5) 学校法人健康科学大学就業規則第28条第3号に規定する年末年始 12月27日から1月6日まで

(6) 同条第4号に規定する夏季休日 8月10日から8月17日まで

(7) 図書館に収蔵されている図書、資料及び学術情報（以下「図書資料」という。）の整理に必要な日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は、同条第2項に基づく休日の振替に合わせて、臨時に休館日を設け、又は休館日を変更するものとする。

(入館について)

第5条 入館の際には、身分証を携帯し、図書館職員（以下「図書館員」という。）の求めに応じ提示しなければならない。ただし、外部利用者については、事前に図書館利用申請書を提出して許可を得た後、本人の身分を証するものを図書館員に提示しなければならない。

(館内閲覧)

第6条 図書館は、開架式閲覧を原則とし、図書資料は自由に閲覧することができる。ただし、貴重な図書資料については、閲覧を制限することがある。

2 図書館内において閲覧をする場合は、次の事項を遵守しなければならない。この場合において、遵守事項に従わない者は、退館を命ずることがある。

(1) 図書館内における閲覧者は、学生証（図書館入館カードを兼ねる。）を常に携帯し、図書館員の求めに応じて提示しなければならない。

IV 諸規程

- (2) 図書資料の閲覧は、所定の閲覧室にて行い、常に静肅を保ち、他の閲覧者の妨害となる行為をしてはならない。
- (3) 図書資料並びに図書館の設備及び備品を汚損し、紛失し、毀損し、又は窃取してはならない。
- (4) 閲覧を終えた図書資料は、速やかに返却しなければならない。
- (5) 図書館内においては、飲食及び喫煙をしてはならない。
- (6) 図書館内では、所持している携帯電話等について電源の切断又はマナーモードの設定を行い、通話をしてはならない。
- (7) 所定の手続を経ずして、図書資料を館外に持ち出してはならない。
- (8) 図書資料の保管上不都合な行為をしてはならない。
- (9) 図書館内においては、カメラ、ビデオ等の撮影をしてはならない。
- (10) その他図書館内の秩序の維持に必要ある場合は、図書館員の指示に従わなければならぬ。

(貸出手続及び注意事項)

- 第7条 図書資料の貸出を希望する者は、直接本人が手続をし、館外へ帶出することができる。
- 2 貸出を受けた図書資料は、他人に転貸してはならない。
 - 3 貸出を受けた図書資料は、期間内に返納しなければならない。
 - 4 貸出を受けた図書資料は、手続を変更することにより、継続して貸出を受けることができる。
ただし、貸出中に他の希望者が生じた場合は、当該希望者を優先するものとする。
 - 5 貸出を受けた図書資料を紛失し、又は汚損したときは、同一の図書資料をもって弁償し、又はその取得に係る費用をもって弁済しなければならない。この場合において、本学所定の図書紛失（毀損）届に必要事項を記入し、図書館員に提出しなければならない。
 - 6 図書資料を窃取した場合は、本学学則第43条（罰則）の規定による懲戒対象とする。
 - 7 貸出を受けた図書資料の返却が遅れ、督促を受けた者で、悪質なものは、貸出を停止することがある。
 - 8 図書館における業務の遂行上必要があると認めるときは、図書資料の貸出を制限し、又は貸出期間中の図書資料の返却を求めることがある。

(貸出をしない図書資料)

第8条 次に掲げる図書資料については貸出をしない。ただし、図書館長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 貴重書の指定を受けた図書資料
- (2) 参考図書の指定を受けた図書資料
- (3) 輸送が困難な図書資料又は損傷しやすい図書資料
- (4) 雑誌及び新聞
- (5) 視聴覚資料
- (6) 他の図書館から貸出を受けた図書資料
- (7) 図書館における業務の遂行上、貸出が不適当と認められる図書資料

(貸出冊数及び期間)

第9条 貸出冊数及び期間は、次の通りとする。

- (1) 本学学生 3冊以内、2週間以内
- (2) 本学教職員 5冊以内、2週間以内

2 第2条第1項第4号に規定する図書館長が定める者に対する貸出冊数及び期間は、図書館長が定める。

(返却手続)

第10条 貸出を受けた図書資料は、貸出を受けた者が責任をもって返却しなければならない。

(文献複写)

第11条 利用者の調査研究に供する目的で、著作権法第31条第1項の規定に基づき、図書資料を複写（デジタルコピーを含む。）する場合は、1人につき1部のみとする。

2 複写に要する経費は、申込者の負担とする。

3 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負う。

4 複写することにより損傷する恐れのある図書資料又は複写することが不適当と認められる図書資料については、複写を禁止するものとする。

(レファレンス)

第12条 利用者は、次のレファレンス・サービスを依頼することができる。

(1) 図書館の利用指導

(2) 図書資料の所在、所蔵についての調査及び援助

(3) 文献及び情報の検索についての調査及び援助

(相互協力)

第13条 調査研究等の必要があり、他の機関が所蔵する図書等を閲覧し、又は複写しようとすることは、所定の手続を経なければならない。ただし、これに要する経費は、利用者の負担とする。

2 本学の教職員、学生等以外の者から図書資料の閲覧又は複写の依頼があったときは、学内における利用に支障のない範囲で、これに応ずるものとする。ただし、これに要する経費は、当該依頼者の負担とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023（令和5）年2月15日から施行し、2022（令和4）年4月1日から適用する。

健康科学大学学生課外活動規程

(趣旨)

第1条 学生生活において課外活動に参加する経験は、豊かな人間性を涵養する上に有益である。自発的な集団活動において様々な人たちと協働する経験は、実践的な判断力や、総合的な人間力を養うものであり、この規程は、このような課外活動を促進し、その円滑な運営を支援することを目的に、健康科学大学（以下「本学」という。）学生の課外活動に関する基本的事項を定める。

(課外活動の定義)

第2条 この規程において「課外活動」とは、本学の理念及び教育目的に即して学生が自発的に行う正課の授業以外の諸活動で、学生生活の充実向上を目的とした学友会活動、クラブ・サークル活動、学校行事等の集団活動をいう。

(管理運営主体)

第3条 課外活動は、原則として各学部学友会が管理運営し、本学はこれを支援するものとする。

(課外活動の自由とその限界)

第4条 課外活動は、公共の秩序及び善良な風俗に反しない限り、原則として自由とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生団体は、学内において、特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。本学の名称を用いて行う学外における活動についても、また同様とする。

(学生団体の設立)

第5条 学生が、学生団体（課外活動を行うための団体をいう。以下同じ。）を設立するときは、別に定める所定の手続きを経て、学長の承認を得なくてはならない。

(学外における課外活動)

第6条 学生又は学生団体が学外において本学の名称（学章を含む。以下同じ。）を用いて課外活動をするときは、原則として事前に、学外活動届に必要書類を添付して、健康科学部にあっては教務部入試学生課、看護学部にあっては看護事務部看護事務課（以下「各学部担当課」という。）に提出しなければならない。

(課外活動の禁止等)

第7条 学生又は学生団体の課外活動（学外においては、本学の名称を用いる場合に限る。）において、その責任者又は参加者が、学則その他の規程に違反し、教職員の指示に従わず、若しくは著しく本学の名誉を傷つけ、又はそれらの恐れがあると認められるときは、その活動を禁止し、又は団体の解散を命ずることがある。

(印刷物等の発行・配布・掲示)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、印刷物等を発行し、配布し、又は掲示しようとすることは、原則として事前に、印刷物等発行・配布・掲示願に当該印刷物等の原稿又は写しを添え、各学部担当課に提出しなければならない。本学の名称を用いて行う学外における印刷物等の発行等についても、また同様とする。

(印刷物の配布・掲示の指定)

第9条 学内における印刷物等の配布又は掲示は、各学部担当課が指定した期間及び場所において行わなければならない。

- 2 指定された期間を経過した掲示物は、代表責任者において直ちに撤去しなければならない。
- 3 学生又は学生団体は、学内において、特定の政党又は宗教団体に係る文書等を掲示してはならない。本学の名称を用いて行う学外における文書等の掲示についても、また同様とする。

(掲示文書等の撤去)

第10条 前3条のいずれかの規定に違反して掲示された文書等は、撤去するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て学長が行う。

(事務)

第13条 この規程に定める学生の課外活動に関する事務は、各学部担当課において行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。